

各位

全5ページ

登録速報(2021-196)

2021年 9月 8日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2021年9月8日

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第19884号

農薬の名称：ベルコートフロアブル（日本曹達(株)登録）

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項について次のとおり変更し、【変更後】のとおりとする。

<適用病害虫名>

➤ 作物名「なす」に適用病害虫名「褐紋病」を追加する。

<使用方法>

➤ 作物名「きゅうり」及び「なす」に使用方法「常温煙霧」を追加する。

【変更後】（変更する作物のみ記載）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミノクタジンを含む農薬の総使用回数
きゅうり	灰色かび病 うどんこ病 褐斑病 炭疽病 菌核病 黒星病	2000 倍	100～ 300L/10a	収穫前日 まで	7 回以内	散布	7 回以内
<u>なす</u>	灰色かび病 うどんこ病 すすかび病 黒枯病 <u>褐紋病</u>				3 回以内		3 回以内

作物名	適用場所	適用病害虫名	使用量	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ミノクタジンを含む農薬の総使用回数
<u>きゅうり</u>	温室、 ガラス室、 ビニルハウス等 密閉できる 場所	灰色かび病 うどんこ病 褐斑病 炭疽病 菌核病 黒星病	150 ml/10a	10 L/10a	収穫前日 まで	7 回以内	<u>常温</u> <u>煙霧</u>	7 回以内
<u>なす</u>		灰色かび病 うどんこ病 すすかび病 黒枯病 褐紋病				3 回以内		3 回以内

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

(1) 農薬登録申請書第8項について次のとおり変更し、別紙1のとおりとする。

- ① 現行(15)を(16)とし、現行(16)を(15)とする。
- ② (16)として以下の注意事項を追加し、順次番号を繰り下げる。

<追加する注意事項>

(16) 常温煙霧処理する場合には、次の事項に注意すること。

- ① 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用に当たっては病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- ② 作業はできるだけ夕刻行い、作業終了後6時間以上密閉すること。

(2) 農薬登録申請書第9項の(5)として次の注意事項を追加し、別紙2のとおりとする。

<追加する注意事項>

- (5) 常温煙霧中はハウス内へ入らないこと。また、常温煙霧終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。

別紙 1

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲で使用すること。
- (3) 5℃以下では増粘あるいは固化により、容器から取り出しにくくなるがあるので、50℃以上の湯に容器の肩まで浸し、1時間以上経過した後、室温まで放置し、よく振ってから使用すること。
- (4) 本剤をおうとうに使用する場合、着色期の散布では薬害(着色障害)が生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (5) りんごの落花直後から落花後25日ごろまではさび果を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (6) 西洋なしの品種ルレクチエではさび果を生じるので使用しないこと。
- (7) 缶桃14号等の缶詰用品種のももでは葉に薬斑を生じるので、かからないように注意すること。
- (8) かきの品種西村早生では葉に薬斑を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (9) 幼果期のメロン、ばらに対して薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意すること。
- (10) キャベツに使用する場合、浸透性を高める効果のある一部の展着剤を混用すると薬害を生じる場合があるので、展着剤混用にあたっては事前にその適否を確認すること。
- (11) やまのいも(むかご)に使用する場合、種いも(やまのいも)を浸漬処理すること。
- (12) 本剤をチューリップに使用する場合、花卉に薬害が生じるおそれがあるので、出蕾期以前に使用すること。
- (13) 蚕に対して毒性があるので、桑にかからないように注意すること。
- (14) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (15) 無人航空機による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。**
 - ① 散布機種 of 散布基準に従って行うこと。
 - ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中に薬液の漏洩がないよう、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等に影響を与えないよう、散布区域の選定に注意するとともに、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- (16) 常温煙霧処理する場合には、次の事項に注意すること。**
 - ① 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用に当たっては病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
 - ② 作業はできるだけ夕刻行い、作業終了後6時間以上密閉すること。
- (17) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (18) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

別紙 2

9. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 薬液調製時及び使用の際は保護眼鏡、農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (4) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (5) 常温煙霧中はハウス内へ入らないこと。また、常温煙霧終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。

以上